



# 災害復興支援状況報告

災害復興支援委員会 副委員長 浜田 真樹

新年度に入ってから、当委員会では、震災により被害を受けられた方への支援を引き続き行っています。

昨年度終盤から現在にかけて、特に原発被害に関して大きな動きがいくつかありました。たとえば、①原発ADR第1号事案の和解成立(2月)、②原子力損害賠償紛争解決センターによる「総括基準」の発表(2月～4月)、③東電による「自主的避難者」への賠償手続開始(3月)、④原子力損害賠償紛争審査会による中間指針第二次追補の発表(3月)、などです。また、今後、避難指示区域も見直される予定であり、正確な情報を踏まえた適切な支援が必要です。引き続き、会員の皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

以下では、大阪弁護士会災害復興支援委員会の本年4月から5月初めにおける活動を報告します。

## 避難者からの聞き取り調査について

すでにお伝えしているとおり、大阪に避難されている方を対象に、聞き取り調査を行っています。現在までに50件以上の調査が完了しています。

今後、調査を引き続き行うとともに、調査した内容を集計・分析し、避難者のニーズを把握して、今後の活動に生かしたいと考えています。

## 弁護士会館での無料震災電話・面談相談

本年4月における電話相談は16件、面談相談は4件ありました。これらを併せ、開始以来現在に至るまでの震災相談合計件数は、電話相談が404件、面談相談が43件となりました(4月号における報告の後、相談件数の再集計を行った結果、数値に若干のずれが生じています)。

冒頭に記載したような全国的な動きのほか、関西

弁護士による原発ADR申立てがなされるなど大阪における状況の変化もあり、相談窓口が毎日開いていることの重要性は、今も変わるところはありません。今後も、状況を見ながら、相談体制を継続していきたいと考えています。

## 説明会・相談会等の開催

4月21日(土)に、クレオ大阪中央にて、「新・原発賠償説明会&なんでも相談会」を開催し、11組の避難者の方々の参加を得ました。

冒頭記載のような全国的な情勢変化を受けて、新たな説明を加えるなど、時宜に合った説明を提供しました。避難者の方々の相談内容はほぼすべてが原発賠償関連で、原発ADRをはじめとして、具体的な請求についての相談が多く見受けられました。

## 大阪府下避難者支援団体等連絡協議会結成について

4月号でもお伝えした連絡協議会の結成につき、常議員会の承認を得て、標記協議会を立ち上げることになりました。弁護士会のほか、大阪府社会福祉協議会をはじめとする各種支援団体等が結集して、5月12日(土)に立上げ総会を実施しました。

今後はこの連絡協議会における情報交換等を通じて、より適切な支援・協力体制を構築し、必要な支援を行っていききたいと考えています。

## 大阪弁護士会ニュースの発行

3月発行の第10号に続き、5月上旬に第11号を発行しました。上記のとおり、特に原発被害について様々な情勢が変化しつつあるところであり、重要な情報をコンパクトに集約したものを鋭意編集です。これまで同様、大阪弁護士会のホームページに掲載しますので、みなさまもぜひご一読ください。